

長野市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成30年4月12日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	小澤輝彦
同	三井経光
同	池田清

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成27年度 包括外部監査 分

指摘事項		当初措置状況 (28年度)	平成29年度の措置状況	担当課
3.24 温湯温泉利用施設(湯～ぱれあ) (意見) 適切な設備運用の実現について (報告書148ページ)	平成27年3月にボイラー周り配管からの漏水事故が発生して健康維持増進ゾーンを1日休館した。漏水発生時には指定管理者が応急処置を実施している。当該事故は大幅な入場者数の増加による設備の過剰運用によるものである。適切な入場者数によって余裕のある設備稼働とするために、入浴料(使用料)の増額改定が必要である。 なお、指定管理者は大幅な利用者数の増加による光熱水費の増、修繕費の増等がある中で、指定管理者としての収支の健全性を保っていることから、市による施設の有効利用についてのモニタリング評価では良いと評価されている。	施設設備については、大幅な入場者数の増加に伴う劣化・消耗が見受けられるため、PFI事業者と連携を図りながら随時対応している。 入浴料の見直しについては、H28年度中に「行政サービスの利用者の負担に関する基準」に基づく改善策を検討する。	平成29年4月より、入場者の85%を占める高齢者のみ入浴料を250円から350円に改定した。改定後、入場者数は前年比83%と減少しており、設備の過剰運用も軽減する見込みである。 だが、事業開始から12年が経過し各種設備の経年劣化は進んでいる。施設設備の改修については、継続してPFI事業者と連携し対応していく。	観光振興課